資料１

２００９．１２．１

地方消費者行政の充実強化に向けた論点（案）

委員　山口　広

（総論）地方消費者行政充実・強化の必要性

産業育成を中心課題としたこれまでの行政の施策を消費者重視に転換していく流れのなかで、国においては消費者庁、消費者委員会という新しい組織ができたが、地方では、消費者行政の優先順位は必ずしも高くないのではないか。社会の高齢化、地域や家庭のつながりの希薄化によってそれぞれ特有の問題が生じており、地域の解決能力を高める必要があるのではないか。

（各論）

１．国と地方のネットワークのあり方

〇消費者行政推進に向けた連携・体制のあり方（国・地方行政・消費者）

〇消費生活センター・消費生活相談窓口の整備のあり方

・全市町村対応、広域対応をどう考えるか

・消費生活センター、相談窓口の設置基準を設けるか

〇地方ネットワークの組み方（ブロック、県と市町村、行政と関係団体）

〇人材育成のあり方（国、地方）

２．情報の収集・分析及び情報提供のあり方

〇必要な情報の収集と適切な分析

・PIO-NET の設置について　　・分析の視点の確保

〇事故原因究明テスト機関のあり方、連携の工夫

〇情報の提供、情報の公開のあり方

３．自治体による法執行のあり方

〇ブロック体制、県・市相互の執行面による連携

〇専門性の確保（警察 OB の登用など）

４．消費者相談員制度のあり方

〇相談員、相談体制への支援（研修、専門家や国センによる支援など）

〇相談員の処遇問題など（多様な働き方の確保、資格制度のあり方など）

５．消費者、事業者、行政の三者協働システムの構築

〇消費者啓発・教育　　〇消費者団体の育成・支援